

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。平成二十二年九月十五日  
額面金額百円につき百円  
平成二十三年三月十五日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるときは

発行日  
価格

發行額  
最低額面金  
額替單位

用等の振替法の適切な条項及びその根拠を明確に規定する法律の発行の根柢を及ぼす。この記述は、前記の「規制」の項で述べたとおりである。

○財務省告示第三百十四号  
個人向け国債の発行等に関する  
年財務省令第六十八号（第四条）  
基づき、平成二十二年九月十五日  
向け国債の発行条件等を次のと  
平成二十二年九月二十九日

財務大臣  
野田佳彦

十 十 十 十 十  
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二条に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.15}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日  
から発行日までの日数

×  
365

(二) 平成二十四年三月十五日以

後の場合  
額面金額 + 経過利子に相当する金額  
 $\times \frac{80}{100} \times 2$

## 十七 の 特 途 換 金

害とつ條法のみのと受けると前  
救するの律、居き益る号に  
助るは十第地住する特に昭和二十二年  
法。、九六方には特別を國債による  
(当第十自治市項号)當該一七法町村  
二域又の指第百二十条の四第一項  
十には指第二和別、扶養信託契約規定  
二お當定二和別、死託契約規定  
い該都百二別、死託契約規定  
法て市市五十区又亡契約規定  
律、のに十二をははそた年含  
第災区あ二年含

百十八号)による救助の行わる災害が発生し、当該災害にかかる災害が発生したときには、当該個人向け国債の中途換金を請求する人十人向けることができるものとし、そその買取金額は、次の区分に応じ、(一)金額ととする。

ままで平成二十三年三月十五日から平成二十三年九月十五日前

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額  $\times \frac{8.0}{100}$  + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二) 合金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

までの場合

の額面金額 - (利子に相当する金額  $\times \frac{8.0}{100}$  + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

日本銀行